

**宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書**

平成 28 年 11 月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	検討テーマ及び検討項目	1
3	検討経緯	2
4	方向性が示された事項	
	(1) 公開の在り方（大項目第1）	2
	(2) 第三者機関（チェック機関）の設置（大項目第2）	4
	(3) 「手引」の内容に係る確認（大項目第3）	4
5	中間報告以降の検討事項	
	(1) 政務活動費の在り方関係	6
	(2) 政務活動費関係以外の検討項目	6
6	終わりに	7

資料編

[資料1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	8
	（参考）これまでの議会改革に関する検討状況	10
[資料2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	11
[資料3]	議会改革推進会議における検討項目	12
[資料4]	政務活動費の在り方に係る論点	13
[資料5]	議会改革推進会議の検討経過	14

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

2 検討テーマ及び検討項目

今期の検討テーマについては、「これまでの推進会議の取組を踏まえた検証」とし、「議会の公開」、「議会における住民参加」、「議会の運営」及び「その他」の4点を検討項目とした。

具体の検討においては、まず、政務活動費について協議することで全ての会派の意見が一致し、平成28年2月29日付けで、「政務活動費交付条例の一部改正に関する請願書」が議長あて提出され、総務企画委員会に審査が付託されていることなどもあることから、「政務活動費の在り方」に係る事項について集中して検討を行った。

検討に際しては、「公開の在り方」、「第三者機関（チェック機関）の設置」、「『手引』（『政務活動費の手引』をいう。以下同じ。）の内容に係る確認」及び「その他」の4つの大項目に論点を整理した。〔資料3〕〔資料4〕

● 中間報告までの検討項目等について

○検討項目

政務活動費の在り方について

○論点

第1 公開の在り方

第2 第三者機関（チェック機関）の設置

第3 「手引」の内容に係る確認

第4 その他

3 検討経緯

今期の推進会議は、平成28年3月15日に委員指名後初めての会議が招集され、本中間報告まで、政務活動費の在り方について、計11回にわたり会議を開催して検討してきた。

検討に当たっては、全国都道府県議会議長会 議事調査部長 内田一夫氏から政務活動費制度の経緯及び考え方について、説明を受け、仙台市民オンブズマン 事務局長 畠山裕太氏及び株式会社河北新報社 報道部副部長 矢野奨氏から政務活動費の在り方について、それぞれ意見を聴取した。さらに、県監査委員事務局から、政務活動費に係る住民監査請求の監査結果における「付言」及び政務活動費のチェックに係る監査委員(事務局)からの協力の可能性について意見を聴取した。

このほか、公開の在り方等に関して参考とするため、既に領収書等についてインターネットによる情報公開(以下「ネット公開」という。)を行っている兵庫県議会及び高知県議会を訪問して調査を行った。

これらの意見聴取及び視察の結果を踏まえ、委員間討議を重ねたものである。

[資料5]

委員間討議においては、様々な意見が出されたが、全会派において合意に至った事項を本中間報告書として取りまとめたものである。

4 方向性が示された事項

(1) 公開の在り方(大項目第1)

イ 現状等

政務活動費の収支報告については、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「政務活動費条例」という。)第13条により、収支報告書、実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出することとされている。

また、これらの収支報告書等は、政務活動費条例第17条により、当該書類を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで議長において保存することとされ、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例(以下「議会情報公開条例」という。)第8条に定める非開示情報(個人情報等)を除き、閲覧に供している。

なお、「収支報告書」(宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程(以下「政務活動費条例施行規程」という。)様式第10号)は、当県議会ホームページで、平成25年度分以降をその翌年度から公開している。

ロ 検討結果

政務活動費に係る収支報告書等については、閲覧制度はあるものの、透明性を高め、使途の適正化を図るための方策として、県民がより手軽にアクセスできるようにすべきであるとの意見があったことから、ネット公開等の是非を含めた公開の在り方について、検討を行ったものである。

検討においては、「議長への提出及び公開の対象とする書類、公開の手法（論点1）」、「ネット公開等をするとした場合のマスキングの範囲（論点2）」、「ネット公開等をするとした場合の対象年度（論点3）」、「公開の間隔（議長への報告の間隔）をどうするか。（論点4）」の4つに論点を整理し、検討の結果、推進会議としては、以下のとおりの結論に至った。

(イ) 議長への提出及び公開の対象とする書類、公開の手法（論点1）

今般の様々な社会情勢、ネット社会の進展等を踏まえ、議会改革の在り方の1つとして、政務活動費に係る領収書等のネット公開を行うべきである。

議長への提出書類は現行のとおりとし、ネット公開の対象とする書類についても、現在、政務活動費条例第17条により閲覧に供している収支報告書等と同じものとするのが適当である。

●ネット公開の対象とする書類（政務活動費条例施行規程で規定する様式）

- ・収支報告書（様式第10号）
- ・実績報告書（様式第11号）
- ・（月ごとの）支出報告書（様式第11号の2）
- ・実績報告書（政務活動記録簿）（様式第11号の3）
- ・領収書等添付票（様式第12号）
- ・支払証明書（様式第13号）

(ロ) ネット公開等をするとした場合のマスキングの範囲（論点2）

マスキングの範囲は、現行の閲覧制度と同様とすべきである。

(ハ) ネット公開等をするとした場合の対象年度（論点3）

公開に当たっては、「手引」の内容の確認（後述）に係る検討も必要であるとの意見があり、相応の準備が必要であるため、平成29年度分の収支報告書等からネット公開をすることが適当である。（公開は、平成30年度から行う。）

(ニ) ネット公開の間隔（議長への報告の間隔）をどうするか。（論点4）

議長への報告の間隔は、現行どおりとし、ネット公開を行う間隔についても、現在、閲覧に供しているとおり、1カ年度分を翌年度にネット公開とすべきである。

(2) 第三者機関（チェック機関）の設置（大項目第2）

イ 現状等

現在、議会として、政務活動費のチェック機関としての第三者機関は設置していない。

ロ 検討結果

第三者機関の設置については、政務活動費の適正な使用に資するため、会派又は議会事務局以外のチェックの必要性について検討すべきであるとの意見があり、検討を行ったものである。

検討においては、「専門家を構成員とする第三者機関の設置（論点5）」、「一般の希望する方々にチェックしてもらおう場を設ける場合（論点6）」、「監査委員（事務局）の活用（論点7）」の3つの論点に整理して検討を行った。

その結果、第三者機関の位置付けや役割等について、さらなる検討が必要であるとの考えで各会派とも一致したため、議会としては、現時点では、第三者機関は設置しないことが適当との結論に達した。また、監査委員（事務局）から協力を得ることについては、監査制度の趣旨から困難であるとの認識に至ったものである。

(3) 「手引」の内容に係る確認（大項目第3）

イ 現状等

「手引」は、政務調査費（当時）に係る訴訟（平成15年4月・平成16年・平成17年・平成18年支出分の4件）等を受け、「政務調査費の概要」（平成19年2月策定）の内容を改定し、平成21年3月に議会として策定したものである。さらに、地方自治法の改正（平成24年9月）により政務調査費が政務活動費として充当の範囲が拡充されたことなどを受け、平成25年3月に改正されている。

なお、平成28年になされた政務活動費に係る住民監査請求の監査結果において、「手引」に解釈の余地が残されており、政務活動費を充てることができる経費の範囲の一層の明確化を求める旨の付言がなされたところである。

ロ 検討結果

上記の監査結果の付言に関する対応や、支出の適否に関するグレーゾーンについての共通認識を図る必要があるなどの意見を受け、「手引」の内容の確認方法について検討を行った。

『手引』の内容のうち、解釈の幅などがある事項の検討（論点8）」については、「手引」の内容に係る基本的な事項は、推進会議で検討を行うことが適当との結論に至った。

また、「手引」において、解釈の幅がある部分については、その明確な解釈を記載した「Q&A」を作成する必要があるため、その作成については、具体的な事案に即した検討が必要であることから、推進会議ではなく、議会として新たに検討組織を設置して、検討を行うべきであるとの結論に達した。

なお、その検討においては、監査委員事務局から意見を聴取した際に、不明確である旨の言及があった部分に関する検討を優先的に行うべきである。

●監査委員事務局から言及のあった部分

- ・事務所費関係（事務所設置の場所（選挙区外の是非）、「生計を一にする同居の親族」の範囲、事務所としての外形上の形態（看板設置の場所等）、按分率）
- ・県政報告会関連経費関係（政務活動としての県政報告会と後援会活動としての県政報告会の区別の方法、県政報告会の会場（選挙区外の是非））、県政報告会の直後に飲食を伴う会合を行うことの是非）
- ・人件費関係（勤務実態が分かる書類の整備、派遣や委託の場合の解釈（「手引」では直接雇用しか想定していない。））
- ・議員本人又は生計を一にする同居の親族の経営する会社への業務発注の是非

5 中間報告以降の検討事項

(1) 政務活動費の在り方関係

以下の事項については、結論又は検討の着手に至らなかったため、中間報告以降の推進会議において検討することとなったものである。

イ できるだけ早期に検討すべき事項

1 ページ及び資料4に示した「その他（大項目第4）」関係については、検討の結果によっては、条例の改正等も必要になることから、できるだけ早期に検討を行う必要がある。

●その他の論点（大項目第4）

- ・会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記（論点11）
- ・修正報告の制度の導入（論点12）
- ・政務活動費の交付先（論点13）
- ・毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について（論点14）

ロ 今後の課題とした事項

(イ) 公開の在り方（大項目第1）関係

- ・政務活動費条例第12条に基づいて調製する会計帳簿を、議長への提出書類及びネット公開の対象とするかどうか。（論点1関係）
- ・被雇用者の氏名等を開示するかどうか（論点2関係）

(ロ) 第三者機関（チェック機関）の設置（大項目第2）関係

- ・専門家を構成員とする第三者機関を設置するかどうか。（論点5関係）
（その位置付けや役割等を勘案しながら検討）
- ・ネット公開後に県民の意見を聴取する体制をどうするか。（論点6関係）
（中間報告以降の検討項目のうち「県民等との意見交換会」において検討）

(ハ) 「手引」の内容に係る確認（大項目第3）関係

- ・「手引」の内容に係る基本的事項の変更（必要な都度）

(2) 政務活動費関係以外の検討項目

1 ページ及び資料3に記載の政務活動費以外の検討項目については、中間報告以降、順次検討するものとする。

6 終わりに

政務活動費の在り方については、今や全国的な話題となり注目されている問題である。このような中、政務活動費の透明性を高め、その使途の適正化を図るための方策として、領収書を含む収支報告書等のネット公開について、当会議において合意に至ったことは、全ての会派が議会改革について真摯に議論した成果と考えるところである。

しかしながら、県議会が政務活動について、県民に説明責任を果たし、信頼を得つづけるためには、不断の改革が必要なのは言うまでもない。当会議においても、この中間報告以降も、引き続き議会改革に係る様々な項目について検討していくこととしたい。

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

○これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H7. 10～ H8. 12	各会派から 1名以上で、 10名以内	議会情報公開、 議会運営等に関 する諸事項につ いて	①情報公開要綱の制定（H9. 4から情報 公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償 は、日額とし、土・日・祝は原則と して支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策 特別委員会	特別委員会 (法定)	H12. 7～ H13. 6	<全会派 10人>	地方分権及び議 会機能強化等 に関する諸施策に ついて	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課に 政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の 交付に関する条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13. 8～ H15. 3	<全会派 9人>	議会運営、議会 の経費節減等 について	①議員宿舎や議会バスの廃止等によ る議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、I T 化の一環として議会LANを構築 し、議会広報の充実等を図る。（経 費節減分を活用）
4	議会改革推 進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15. 10～ H19. 4	議員全員 63人	地方分権の推進 や分権時代にふ さわしい議会の あり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導 入。 予算・決算特別委員会での説明用パ ネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。 また、委員会で条例制定のために有 識者から意見を徴する場合の経費 を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18. 6公布。 改正内容：臨時会の招集請求権、委員会 制度に関する事項、専門的知見の活用 等）に応じた議会とする。
5	議会改革推 進調査特別 委員会	特別委員会 (法定)	H20. 7～ H21. 6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本 条例の制定に向 けた検討	H21年6月定例会に宮城県議会基本条 例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革推 進会議	「協議等 の場」 (運営要綱) ※議会基本 条例の制定 を受け、H21 年6月定例会 で自治法の 「協議等 の場」として設 置	H21. 7～	～H23. 6 <全会派 14人> H23. 12～ H27. 11 <全会派※ 15人> ※1人会派は併せて 1会派とカウント	議会改革の推進 に関する事項（議 会運営委員会の担 任事項を除く。）	○H21. 7～H25. 11 ・議会運営委員会と役割分担しなが ら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監 査委員に係る検討 ○H26. 2～H27. 11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震 災の議会の対応記録並びに検証及び提 言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討

●宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎安 藤 俊 威 藤 倉 知 格 中 島 源 陽 佐々木 幸 士 石 川 利 一 渡 辺 勝 幸
みやぎ県民の声	○藤 原のりすけ 鎌 田 さゆり
日本共産党宮城県会議員団	遠 藤 いく子 福 島 かずえ
公明党県議団	横 山 のぼる
社民党県議団	岸 田 清 実
無所属の会	渡 辺 忠 悦
21世紀クラブ	吉 川 寛 康

(◎は委員長，○は副委員長)

● 議会改革推進会議における検討項目

- 政務活動費の在り方について

- 政務活動費関連以外
 - (1) 議会の公開
 - イ 委員会の動画の公開
 - ロ 議長選挙の過程の公開

 - (2) 議会における住民参加
 - イ 傍聴環境
 - ロ 参考人及び公聴会制度の活用
 - ハ 県民等との意見交換会
 - ニ 夜間・休日議会の開催（傍聴者の拡大）
 - ホ 政策提言等に係る関係機関との連携
 - へ 県政課題等に係る自治体及び自治体議会との連携

 - (3) 議会の運営
 - イ 議会基本条例に基づく取組
 - ロ 予算等審議体制
 - ハ 委員会運営の充実
 - ニ 議会における I C T活用の可能性
 - ホ 議会事務局機能の充実
 - へ 本会議での委員長報告の在り方
 - ト 議会調査機能の強化

 - (4) その他
 - イ 旅費（応招旅費・出張旅費）のコスト削減
 - ロ 議会内設備の改善

●政務活動費の在り方に係る論点

第1 公開の在り方

- 論点1 議長への提出及び公開の対象とする書類、公開の手法
- 論点2 ネット公開等をするとした場合のマスキングの範囲
- 論点3 ネット公開等をするとした場合の対象年度
- 論点4 公開の間隔（＝議長への報告の間隔）をどうするか。

第2 第三者機関（チェック機関）の設置

- 論点5 専門家を構成員とする第三者機関を設置するとした場合
- 論点6 一般の希望する方々にチェックしてもらおう場を設ける場合
- 論点7 県監査委員（事務局）の活用

第3 「手引」の内容に係る確認

- 論点8 「手引」の内容のうち、解釈の幅などがある事項の検討
- 論点9 「手引」の更新（アップデート）の方法
- 論点10 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日

第4 その他

- 論点11 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記
- 論点12 修正報告の制度の導入
- 論点13 政務活動費の交付先
- 論点14 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について

● 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
平成28年 3月15日(火)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（安藤俊威委員長，藤原のりすけ副委員長） ○議会改革推進会議の検討テーマについて
4月21日(木)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
5月23日(月)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
6月 9日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費制度の経緯及び考え方について」 (全国都道府県議会議長会 議事調査部長 内田一夫氏)
7月11日(月)	議会改革推進会議（5回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費の在り方について」 (仙台市民オンブズマン 事務局長 畠山裕太 氏 株式会社河北新報社 報道部副部長 矢野奨 氏)
7月22日(金)	議会改革推進会議（6回目） ○政務活動費の在り方について
8月23日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○政務活動費の在り方について
9月15日(木)	議会改革推進会議（8回目） ○政務活動費の在り方について
10月 6日(木)	議会改革推進会議（9回目） ○政務活動費の在り方について
10月26日(水) ～27日 (木)	県外調査（兵庫県議会・高知県議会） ○政務活動費の領収書等のネット公開等について
10月28日(金)	議会改革推進会議（10回目） ○中間報告書骨子について
11月17日(木)	議会改革推進会議（11回目） ○中間報告書草案について